

熊本県税口座振替WEB受付サービス導入業務委託 仕様書

1. 業務の名称

熊本県税口座振替WEB受付サービス導入業務

2. 業務の目的

熊本県税の口座振替に係る事務手続きについては、納税者が平日の9時から15時の間に金融機関の窓口へ赴き、申請書に手書き・押印の上で申し込む必要があり、納税者の負担となっている。

また、金融機関への申し込みから本県の税務システムへの登録まで1ヵ月程を要している状況にある。

上記の課題解決に向け、熊本県税務課（以下、「県」という。）において、オンラインによる口座振替申込を可能とするシステムの導入を行う。

これにより、申込者の利便性の向上及び職員の収納管理等の事務の効率化を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

4. システム稼働開始予定日

令和8年（2026年）1月を予定

5. 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) システムの提供

① システム導入に向けた協議

県が導入するシステムについて、契約締結後、システム構築と稼働に必要な設定、条件等を県と協議の上、決定すること。

② システム構築

前項で定める協議を踏まえ、本仕様書「6. 機能要件」及び「7. システム要件」に定める事項について、システムを提供すること。

③ 動作確認・運用テスト

本番運用を想定し、システムが問題なく動作することを確認すること。また、県が動作確認や検証、テスト操作等をした際に生じる問点・疑問点についての説明やシステムの対応を行うこと。

(4) 職員向け操作説明及び本番運用支援

システムの機能を理解し操作方法等を習得するため、稼働開始前にシステムを利用する職員等に対し、操作マニュアルを用いて操作研修を実施すること。また、システムの稼働時、現場に混乱が発生しないよう県への運用支援を行う。具体的には、県の勤務時間（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）における電話サポート体制等による支援等を行う。

6. 機能要件

受託者は次のことが可能なシステムを提供すること。

(1) 口座振替申込者によるインターネットを利用した口座振替の手続き

口座振替の申込者がインターネット上で口座振替を申請するにあたり、利用規約の表示、税目・金融機関の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示といった申込から登録までの一連の作業を完結できること。

(2) 金融機関への照会・登録依頼

口座振替の申込者からの申し込みを受け、対象の金融機関にその申込者の口座情報の照会・登録依頼ができること。

(3) 申込者及び県への通知、並びに県へのデータ提供

上記(2)に定める照会・登録依頼により口座情報登録が完了した後、申込者はメール等による通知または Web ページ等での受付完了が確認でき、県は登録された情報を一覧表 (csv データ等、県が指定する様式) で出力できること。

(4) 統計情報の取得

申請データ（口座振替の申込数や登録された口座数等）を税目単位や月別単位等で確認できること。

7. システム要件

導入するシステムの要件は次のとおりとする。

(1) 基本要件及び非機能要件

①動作環境・アクセス環境

システム本体はクラウド型のサービスとして提供され、インターネット環境からアクセス可能であること。また、管理画面等が LGWAN 環境からアクセス可能であること。

口座振替の申込者からのアクセス環境は、PC、スマートフォン、及びタブレットの端末から利用が可能であり、対応 OS としては、WindowsOS、Mac OSX、Android、iOS、対応ブラウザとしては、MicrosoftEdge、Google Chrome、Safari とする。

②稼働要件

稼働時間は24時間365日とする。この稼働時間には、計画停止、メンテナンス及び保守期間は除く。その際は、事前に県へ連絡を行うとともに、申込受付サイト上に停止時間を明記すること。

③セキュリティ要件

㊦サービスの品質やセキュリティ関係についての外部の認証を取得するなど個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じるとともに、取り扱う情報の適切な保護対策を実施するための指針を定めていること。

㊦㊦における第三者認証の要件として、少なくとも、下記のいずれか1つの認証を受けていること。

- ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）
- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）が認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）

㊦利用者側のユーザー認証にあたり、多要素認証または2段階認証を実装すること。

㊦保存データを暗号化することとし、暗号アルゴリズムについては、CRYPTREC暗号リスト（電子政府推奨暗号リスト）の指標に沿ったものが適用されていること。

㊦暗号化通信に際し、常時TLS化すること。

㊦データ保存場所を国内に設置していること。

㊦サービス終了時のデータ廃棄について、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトによる消去、暗号化消去等による復元不可能な方法を取ること。

㊦金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（公益財団法人金融情報システムセンター）に則り、立ち入り制限するなどの対策を施すとともに、侵入防止システムを導入し、外部からの不正なアクセスを24時間監視するなど強固なセキュリティを保つこと。また、情報セキュリティポリシーが策定されており、セキュリティに関する体制、情報資産の取扱いに関する規定、インシデント対応、セキュリティに関する第三者認証など、セキュリティ対応が行われること。

④バックアップ要件

システム及びデータが一定のインターバルでバックアップがなされており、復旧手法についても確立されていること。また、受託者は、データについては、毎日バックアップを行うこと。システム上では最低過去1年分を保持（参照）できるようにすること。なお、それ以前のデータについて

は、アーカイブを可能とし、最長5年度分を保持すること。アーカイブ分については、県から依頼があった場合は速やかに提供すること。提供手段については別途協議する。

⑤運用保守性

県の関係職員において、プログラミング等の専門知識がなくても各種管理画面等の操作を行えること。

(2) 対応金融機関

次に示す金融機関に対応できること。なお、金融機関は今後増減する可能性があり、金融機関の名称変更や支店統合等にも対応できること。

- ① 株式会社肥後銀行
- ② 株式会社熊本銀行
- ③ 熊本信用金庫
- ④ 熊本第一信用金庫
- ⑤ 熊本中央信用金庫
- ⑥ 天草信用金庫
- ⑦ 熊本県信用組合
- ⑧ 農林中央金庫（熊本県内単位農協を含む）
- ⑨ 九州労働金庫
- ⑩ 株式会社南日本銀行
- ⑪ 株式会社ゆうちょ銀行（自動車税種別割に限る。）

(3) サービス利用者

上記(2)に該当する金融機関の預貯金口座を有し、かつキャッシュカードを保有している新規申込者（個人に限る）を想定している。

(4) 対象税目

稼働時点において、下表の税目を設定できること。なお、税目については稼働前及び稼働後に増減する可能性があるため、対応できること。

(下表)

税目	対応金融機関 (本仕様書7.(2)①～⑪)
自動車税種別割	①～⑪記載の金融機関
個人事業税	①～⑩記載の金融機関

(5) 申込者用の入力画面（項目）の設定

税目ごとに入力項目を設定することができ、必要に応じた入力項目の制御ができること。また、利用者の利便性向上のため、複数税目を申し込む場合

に基本的な項目（氏名・住所・口座番号等）の入力作業が重複しないものが望ましい。

（6）入力項目の設定

次の入力項目が設定可能であること。なお、入力項目については、稼働前に増減することがある。最終的な入力項目は県と受託者の協議により決定する。また、稼働後に増減する可能性もあるため、入力項目の増減に対応できるものであること。

- ① 納税義務者の情報：氏名（漢字・カナ）、郵便番号、住所、電話番号
- ② 申込者（口座名義人）の情報：氏名（漢字・カナ）、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス
- ③ 指定口座の情報：銀行名、支店名、預金種別、口座番号
※ゆうちょ銀行の場合は、通帳記号、通帳番号
- ④ 納税義務者と申込者の関係（続柄）
- ⑤ 車両の登録番号（自動車税種別割の申請の場合に限る。）
- ⑥ 振替開始時期

（7）登録結果の情報提供

県への口座振替登録情報の提供期日は登録完了後2日以内とし、提供方法はデータによる出力が可能なるものであること（csv データ等、県が指定する様式）。

8. 申込予定件数

- ・令和7年度 約100件（令和8年1月1日から令和8年3月31日まで）
 - ・令和8年度以降 約660件
- ※件数については見込み。

9. システム構築に係る成果品

（1）成果品の内容

納品書類は以下のとおりとする。紙媒体及び電子媒体で必要部数を納品すること。なお、提出後に成果品に訂正事項が生じた場合は県の指示に従い、速やかに訂正の上、再提出すること。

- ① 業務完了報告書1部
- ② 業務実施計画書（実績）1部
- ③ 打ち合わせ協議簿1部
- ④ システム管理者操作説明書1部
- ⑤ 職員向け操作説明書1部

(2) 成果品の納入場所

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県庁本館3階 税務課収税班

10. 仕様書と利用規約等の位置付け

口座振替受付WEB受付サービスの運用に当たり、受託者が別に定める利用規約等と本仕様書の仕様が異なるときは、別途、県と協議の上、決定する。

11. 委託金の支払方法

(1) 導入業務委託に係る支払い

- ① 受託者は、システム導入完了後、直ちに本仕様書「9. (1) 成果品の内容」に定める①～⑤全ての成果品を提出し、県の検査を受けることとする。
- ② 受託者は、県の検査に合格した後、システム導入費用（初期費用）に係る対価を一括で請求するものとする。

12. 留意事項

- (1) 受託者は本事業を遂行するにあたり、関連の法令（民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止に関する法律等）及び条令並びに本仕様書を遵守するとともに、県の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 本事業の遂行にあたっては、県と十分に協議を行い、県の意見や要望を取り入れながら実施すること。また、庁内部署や他団体との調整が必要になった場合、調整が円滑に行われるよう、都度、県と協議しながら進めること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況について、定期的に報告を行わなければならない。
- (4) 県は、受託者の業務遂行に必要な資料の提供に協力する。受託者は県から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また貸与資料等は、業務完了後速やかに県に返還しなければならない。
- (5) 本事業及び本業務の実施にあたり発生した費用は、本業務委託契約金額内で対応するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、事業完

了後においても5年間保存すること。

- (7) 本事業遂行中に受託者が県並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに県にその状況及び内容を連絡し、県の指示に従うものとする。損害賠償の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。
- (8) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、県が必要と認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
- (9) 県及び第三者機関などによる監査・検査等が実施される場合、委託者の指示に従い資料作成・実地調査・質疑応答などに対応すること。
- (10) 県が口座振替 WEB 受付サービスに関し、情報提供を求めた場合はこれに応じること。ただし、その情報が受託者の不利益になる場合は県と受託者が協議を行う。
- (11) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、受託者と協議して定める。

令和8年度（2026年度）

熊本県立高等学校及び熊本県立併設型中学校入学者
選抜におけるインターネット出願システム業務仕様書

令和7年（2025年）6月20日
熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課

1 業務名

令和8年度（2026年度）熊本県立高等学校入学者選抜及び熊本県立併設型中学校入学者選抜におけるインターネット出願システム業務

2 目的

熊本県立高等学校（以下、「県立高校」という。）及び熊本県立併設型中学校（以下、「県立中学校」という。）の入学者選抜において、出願における志願者等の利便性向上及び入学者選抜に係る業務の効率化を目的として、インターネット出願システムを導入する。

3 対象校

別紙1の一覧のとおり。

4 業務の期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで

5 業務の概要

（1）実施業務

本業務は、パソコン、スマートフォン、タブレット等の情報端末からWebブラウザを利用し、熊本県立高等学校入学者選抜及び熊本県立中学校入学者選抜の出願機能、入学者選抜手数料収納機能、出願受付機能、スケジュール管理機能、合否照会機能を有するシステムについて、その導入、運用及び保守を行う。また、安定的な運用に向けて、利用者向けの電話及びメールサポート窓口を設置するとともに、システム操作に関する研修会を実施するものである。主な業務は次のア～キとする。

ア システム構築に係る役務作業

イ システムの運用及び保守

ウ 県教委等のシステム運用に関する技術支援

エ システム利用者からのシステムの利用に関する各種問合せに対応するヘルプデスクの設置及び運営

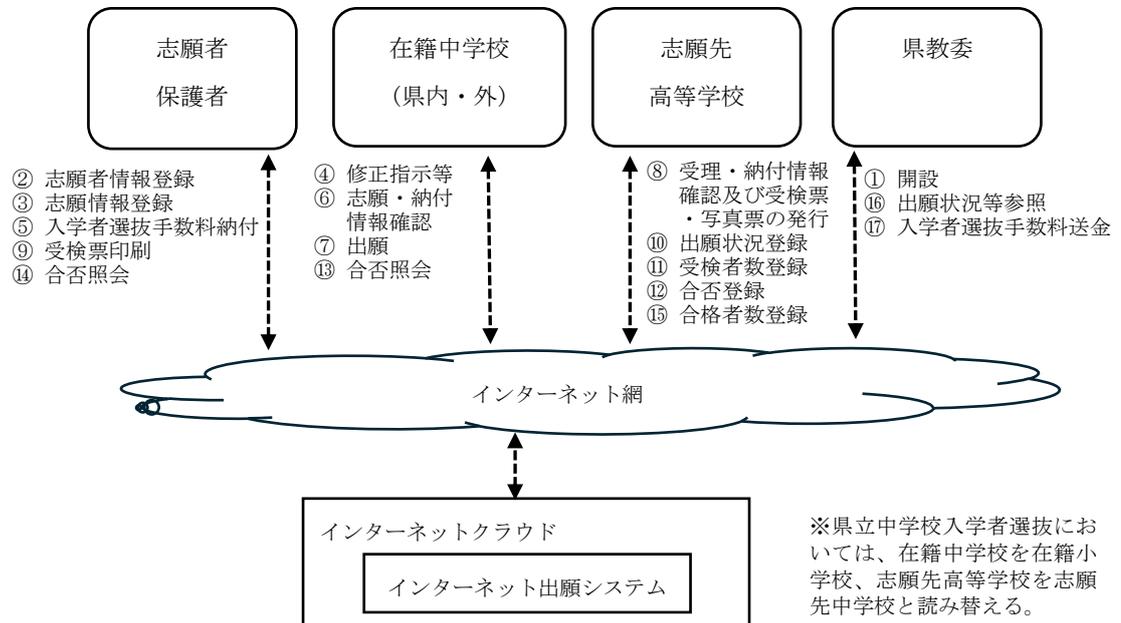
オ 入学者選抜手数料の納付代行

カ 利用者からの指摘・要望事項の取りまとめ及び対策提案書の作成

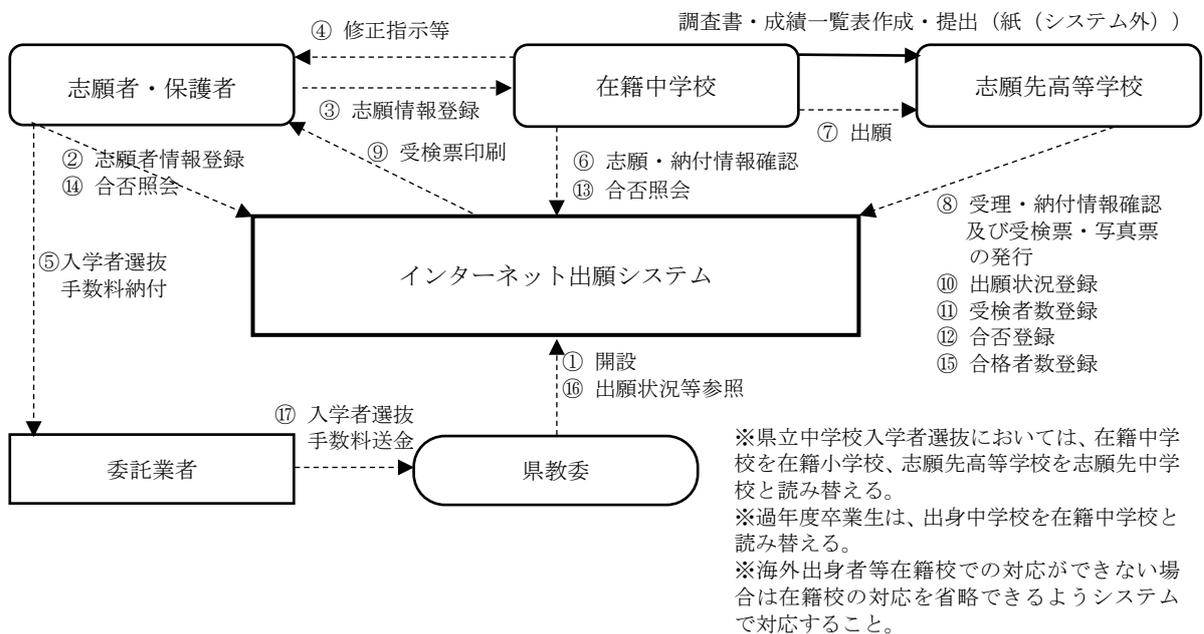
キ 要件や運用課題に関する県教委等との協議及び議事録などの作成

※本業務に当たっては、令和7年度熊本県立高等学校入学者選抜要項及び令和7年度熊本県立併設型中学校入学者選抜要項を理解した上で、要項に沿ったシステム構築をすることに留意すること。

(2) 範囲のイメージ



(3) 業務フロー図



(4) 対象者数、データ量

ア 県立高校入学者選抜

サイト	利用者	利用アカウント数（見込）
志願者・保護者	中学校3年生及びその保護者	約12,000件

在籍中学校	志願者が在籍する中学校の担当職員	約1,250件
志願先高等学校	県立高等学校50校の担当職員	約150件
県教委	高校教育課の職員	約3件

イ 県立中学校入学者選抜

サイト	利用者	利用アカウント数（見込）
志願者・保護者	小学校6年生及びその保護者	約600件
在籍小学校	志願者が在籍する小学校の担当職員	約360件
志願先中学校	県立中学校3校の担当職員	約9件
県教委	高校教育課の職員	約3件

(5) 本業務の対象となる入学者選抜の日程

ア 県立高校入学者選抜

選抜の種類	事項	期日
前期（特色） 選抜	出願期間	令和8年 1月下旬
	検査	令和8年 2月上旬
	内定通知	令和8年 2月中旬
	合格発表	令和8年 3月中旬
中高一貫教育 （連携型）に係 る入学者選抜	出願期間	令和8年 1月下旬
	検査	令和8年 2月上旬
	内定通知	令和8年 2月中旬
	合格発表	令和8年 3月中旬
後期（一般） 選抜	出願期間	令和8年 2月中旬
	出願変更期間	令和8年 2月下旬
	特例出願期間	令和8年 2月下旬
	学力検査	令和8年 3月上旬
	合格発表	令和8年 3月中旬
二次募集 （全日制）	出願期間	令和8年 3月下旬
	検査	令和8年 3月下旬
	合格者発表	令和8年 3月下旬

イ 県立中学校入学者選抜

選抜の種類	事項	期日
本検査	出願期間	令和7年12月上旬
	検査	令和8年1月中旬
	合格者発表	令和8年1月下旬

6 用語の定義

(1) 志願者

県立高校又は県立中学校への入学を希望し、入学者選抜へ出願する児童又は生徒のこと。

(2) 在籍校

志願者が入学者選抜への出願をする時点で在籍している中学校又は小学校のこと。

(3) 出願先校

志願者が入学を希望し、入学者選抜の出願をする先の県立高校又は県立中学校。

(4) 出願変更元

出願変更を行う際の当初出願した学校のこと。

(5) 出願変更先

出願変更を行う際の変更後の学校のこと。

(6) 県の担当者

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課の本業務の担当者のこと。

7 サービス提供環境

(1) システムのサービス提供時間及び稼働率

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間においては、24時間サービスを提供することとし、サービス稼働率は99.98%以上とする。

(2) セキュリティについて

ア 次のa及びbの認定を受けていること。

a ISMS 認証 (ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001)

b プライバシーマーク

イ 使用するサーバ等のOS、ミドルウェア、マルウェア対策ソフト等は常に最新のものを利用すること。

(3) 操作環境

パーソナルコンピュータ、スマートフォン等で動作するW3Cに準拠した一般的なWebブラウザで操作が可能であること。なお、パーソナルコンピュータ及びスマートフォンに対応したサイトを作成すること。

(4) ネットワーク環境

インターネットから接続できること。その際の通信経路は暗号化されていること。

(5) データの保存先

本サービスで利用するデータは、日本国内に設置されたデータセンター等で保存及び管理されること。

(6) データセンター

本サービスで使用するサーバ、ストレージその他が設置されるデータセンター等は次のア及びイ又は、ウの要件を満たしていること。

ア データセンターはTier3または4相当であり、建築基準法（昭和25法律第201号）の新耐震基準に適合していること。

イ データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。

ウ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）クラウドサービスリストに記載のあるクラウド事業者を利用すること。

(7) データの保全及び障害対応

日次バックアップを実施し、データの保全がなされるようにするとともに、障害が発生した場合は、速やかに普及が行えるようにすること。

(8) その他

特に受付初日や合格発表等の利用者からのアクセスが集中することが想定される際も、円滑に操作ができるようにすること。参考までに令和7年度の熊本県の中学3年生の在籍数は約16,000名である。

8 サービス提供にあたっての諸条件

(1) 個人情報保護及び電子情報保全

サービス提供にあたっては、個人情報保護法、熊本県個人情報保護条例、別途契約書に定める個人情報保護に係る特記事項及び電子情報保全に係る特記事項を遵守すること。

(2) ログデータの取得

システム障害やトラブル解消に資するログデータを取得し、取得したログは生成した日から少なくとも3ヶ月保存すること。

(3) 不正プログラム・不正アクセス等への対策

サービス提供にあたっては、マルウェアや不正アクセス等の脅威に対する対策を講じること。

(4) サービス終了後のデータの消去

サービスの利用を終了、若しくは、サービス利用契約終了後は、発注者が提供を希望する保有データ（出願者数、合格者数他統計データ）を提供したのち速やかにシステム（サービス）から消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。

(5) 利用者の同意

ア 利用規約等への同意

サービスの初回利用時やサービスに重要な変更を行った際には、必要に応じて利用者に利用規約や免責事項の内容を提示し、確認（同意）を得ること。

イ 端末等から自動的に取得する情報等について

利用者の端末等から自動的に情報を取得する必要がある場合はアにおいて明示し、同意を得ること。ただし、取得する情報は必要最小限とするとともに、その内容について事前に県の担当者の了解を得ること。

(6) 統計情報等の共有

県の担当者の求めに応じて、サービスの稼働状況、利用状況等に係る情報を共有すること。

(7) 関係法令等の遵守

サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。

(8) 著作権等について

第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

(9) デザイン及び操作性について

表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。また、利用者およびサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすい操作性が確保されていること。

(10) 文字コードについて

文字コードは Windows が標準で扱える文字コードとし、JIS X 0208 の第 1 第 2 水準漢字で取り扱わない文字の入力を抑止できること。また、その旨を入力画面や留意事項に表示すること。なお、CSV ファイルを出力する場合も、マイクロソフト社の Excel が標準で読み込み、表示できる文字コードとすること。

(11) 表示及び印刷機能について

本仕様書中の表示及び印刷機能については、PDF 表示ソフトウェアのような無償で提供される標準的なソフトウェアの表示機能及び印刷機能をもって実現することは差し支えない。

また、プリンタ等を所持しない志願者が確実に印刷できるよう、スマートフォンや PDF データの持ち込み等により、コンビニエンスストアでの印刷に対応すること。

(12) 入学者選抜手数料の収納について

ア 地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者として、関係規定を順守し事務処理を行うこと。

イ 収納した入学者選抜手数料は、県の担当者が指定した銀行口座へ毎月 1 回以上の頻度で振り込まれること。

ウ 入学者選抜手数料の支払いに関して、手数料が発生する場合は、志願者が支払いを完了する前までにその金額を志願者に提示すること。なお、各決済方法による収納代行手数料の金額は、入学者選抜手数料の 10%以内(税込み)とすること。

(13) 志願先校の登録について

志願先校名及び学科名のシステムへの登録は受託者が行うこと。

9 システムの詳細仕様

志願者向け、中学校・小学校向け、県立高校・県立中学校向け、県教育委員会向けそれぞれにサイトを準備し、次の(1)から(7)の機能を提供すること。なお、県の担当者と協議の上、本業務の範囲内でその他の機能が提供されることは差し支えない。

(1) ログイン機能

志願者、中学校・小学校、県立高校・県立中学校及び県教育委員会は、専用のID及びパスワードでログインすることで、該当するダッシュボードやテナントのサイトに接続できること。

(2) ID及びパスワードの発行及び管理について

ア 県教育委員会、学校代表（出願先校、在籍校）

利用者のID及びパスワードを受託者が発行し、管理すること。

イ 志願者のID及びパスワードについて

志願者自身が登録し、パスワードの亡失等については、メールアドレスを用いた認証などで、本人がリセットすることができるようにすること。なお、リセット時の初期パスワードはシステムにより十分な強度を有するものとする。

ウ その他の登録について

中学校・小学校、高等学校・併設中学校及び県教育委員会の代表アカウントは、当該サイトにおいて必要なIDと権限を登録できること。

(3) 志願者テナントサイト機能

次のアからケの機能を提供すること。

ア マイページ機能

志願者が次の(ア)から(キ)の情報を登録・修正できるマイページ機能を提供すること。また、テストメール送信機能を提供すること。

(ア) 自分自身のIDの確認（変更不可）

(イ) 氏名の登録・編集（フリガナを含む）

(ウ) 生年月日の登録

(エ) 現住所の登録・編集

(オ) 電子メールアドレス

(カ) 在籍校

(キ) 学年・学級・出席番号

※(カ) (キ)については過年度卒業生等にも対応できること。

イ 入学願作成・編集機能

県が指定する期間において、学校及び課程を選択した後、次の(ア)から(キ)のとおり、必要な項目の入力及び編集ができる機能を提供すること。なお、志願者が当該入学願を編集できるのは、当該選抜の出願期間終了までとする。対象は、前期(特色)選抜、中高一貫教育(連携型)に係る入学者選抜、後期(一般)選抜及び二次募集(全日制)とする。

(ア) 学区内・学区外【必須入力項目】

学校内・学区外を択一選択により入力できること。初期値は未選択(空白)とする。

(イ) 志望学科等(高等学校入学者選抜のみ)

a 前期(特色)選抜・二次募集【入力必須項目】

第一志望のみを択一選択できるようにすること。なお、単一の学科のみを設置する学校においては、その学科を固定値(選択肢が1つのコンボボックス等も可とする)とし、複数の学科・コースを設置する学校においては既定値を空白(未選択)とすること。

b 後期(一般)選抜【第一志望のみを入力必須項目】

出願先校が指定する志望順までを選択できるようにすること。単一の学科のみを設置する学校においては、その学科を固定値(選択肢が1つのコンボボックス等も可とする)とし、複数の学科・コースを設置する学校においては既定値を空白(未選択)とすること。なお、第一志望、第二志望、第三志望、その他は重複した選択ができないようにすること。

(ウ) 志願者氏名、フリガナ、生年月日及び生活の本拠【入力必須項目】

志願者がマイページで入力した情報を初期値とすること。その場合においても編集を可能とすること。

(エ) 保護者の氏名及び生活の本拠【選択入力項目】

保護者の氏名及び生活の本拠は入力必須項目とせずに、空白を許可すること。

(オ) 学歴及び職歴

次のaからeのとおり入力できること。

a 小学校入学年月日の登録【県立中学校入学者選抜のみ入力必須項目】

入学年月日と小学校名を入力できること。入学年月日についてはカレンダーによる入力支援を行うこと。

b 小学校卒業年月日の登録【入力必須項目】

卒業年月日と小学校名を入力できること。卒業年月日については、カレ

- レンダーによる入力支援を行うこと。併設型入学校入学者選抜については、卒業見込みの年月日とすること。
- c 中学校入学年月日の登録【県立高校入学者選抜のみ入力必須項目】
入学年月日と中学校名を登録できること。入学年月日については、カレンダーによる入力支援を行うこと。
 - d その他の情報の入力【一部入力必須項目】
年月日、学校名を指定し、卒業見込み、卒業、その他の情報を必要な項目数だけ入力できるようにすること。年月日はカレンダーによる入力支援を行い、卒業見込み、卒業その他の情報については直接入力等ができること。
 - d 学校名の入力支援機能について
学校名については、国内の中学校最新の情報をマスタデータとして保持し、検索及び選択できるようにし、マスタデータに存在しない学校については直接入力できるようにすること。その際、同一の名称の学校と混同しないよう、設置者や住所等も同時に表示するなどの対策を講じること。
 - e 入力チェックについて
最終行に卒業見込み又は卒業が入力されるような手段を講じること。
- (カ) 写真の貼付機能【入力必須項目】
利用者の端末に保存されている写真をアップロードする機能を有すること。アップロードにあたっては、写真の拡大・縮小及び適正サイズへのトリミング機能を有すること。
- (キ) 入力の確定・一時保存・キャンセルについて
次の a 及び c のとおり、申請の確定、一時保存、キャンセルしてダッシュボードに戻ることができる手段を準備すること。
- a 申請の確定
入力内容を別画面で表示し、その内容に対して志願者が確定行為を行った場合に所属中学校への提出されたものとする。
 - b 一時保存
申請内容を一時保存し、次回入学願・申請機能が選択された際に一時保存した内容を復帰すること。
 - c キャンセル
入力している内容を破棄し、ダッシュボードに復帰すること。その際、入力内容が破棄される旨の警告を出すこと。
- ウ 出願変更機能【県立高校の受検のみ】
出願変更に関する次の(ア)から(カ)の機能を提供すること。
- (ア) 出願先の学校、課程、学科又はコースを選択する機能

学科又はコースの選択については、原則として後期選抜の入学願の入力に準じること。

(イ) 保護者氏名を入力する機能

出願者が成人の時は入力を要しないため、入力必須とはしないこと。

(ウ) 出願変更先の入学願作成機能

出願変更先の入学願については、イの入学願作成・編集機能と同様のものとする。ただし、(ア) で入力した課程・学科又はコースの情報とイで入力した出願変更元の入学願の情報（アップロードされた写真を含む）を初期値とすること。

(エ) 出願変更願の表示及び印刷機能

別紙4様式14の出願変更願（甲）及び別紙4様式15の出願変更願（乙）を表示及び印刷する機能を提供すること。

(オ) 出願変更に係る入学者選抜手数料について

下表のとおり、納付できるようにすること。

出願変更の区分	入学者選抜手数料の納付
県立高等学校全日制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	改めて納付する必要はない。
県立高等学校定時制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校全日制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校定時制課程から同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	先に納付した入学者選抜手数料との差額を納付する。
県立高等学校から、熊本市立必由館高等学校又は千原台高等学校へ	改めて入学者選抜手数料の全額を納付する。
熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校から、県立高等学校へ	

(カ) 熊本市立高等学校への出願変更又は熊本市立高等学校からの出願変更については、システムを用いた出願変更又は紙媒体を用いた出願変更に対応していること。

エ 入学願確認・印刷機能

イ又はウにおいて入力された入学願を下記の様式で表示及び印刷する機能を提供すること。

前期（特色）選抜	別紙2の様式1-(1)
中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜	別紙2の様式1-(2)
後期（一般）選抜	別紙2の様式2

出願変更	別紙 2 の様式 2
二次募集	別紙 5 の様式 1 9

オ 入学者選抜手数料収納機能

(ア) 入学者選抜手数料については、本システムによるクレジットカード、ペイジー及びコンビニエンスストアによる支払いに対応すること。また、支払い状況の確認がリアルタイムで行われること。なお、決済手段としては、下記に対応すること。

決済方法	要件
クレジットカード	VISA・MasterCard・JCB・American Express・DinersClub が選択可能なこと。
コンビニエンスストア	全国展開している複数社が選択可能なこと。
ペイジー	ATM、インターネットバンクが選択可能なこと。
その他バーコード決済	PayPay や amazon Pay 等複数の手段に対応すること。

- (イ) 支払い済みの手数料の支払いができないようにするなど、二重払いが生じないように対策を講じること。
- (ウ) 各決済手段は支払期間を日時指定可能とし、全期間を通じて全決済方法が利用可能であること。
- (エ) 登録されたメールアドレスに、手数料の種類と額を明記した手続き完了のお知らせを送付すること。

カ 受検票印刷機能

県が指定する期間に、志願者による受検票の表示及び印刷機能を提供すること。なお、受検票は別紙 3 の様式 3 のとおりとする。ただし、二次募集においては二次募集受付票（別紙 6 の様式 2 0）とする。

キ 出願状況の確認機能

志願者が自分自身の出願状況を確認できる機能を提供すること。

ク 結果確認機能

志願者が自分自身の合否を確認できる機能を提供すること。

ケ ダッシュボード機能

ダッシュボードには、次の(ア)から(ウ)までの情報を表示すること。

- (ア) 志願者の氏名
 - (イ) 所属する中学校
 - (ウ) 入学者選抜のスケジュール
- 受託者がシステムに入力したスケジュールを参照する機能を提供すること。

(4) 在籍校向けテナントサイト

次のアからスのとおり、在籍校が処理を一元的に管理できるテナントサイトを提供すること。

ア 入学願確認機能

(3) のイ又はウにより志願者が作成し、提出した入学願について在籍校が次の(ア)から(エ)を行う機能を提供すること。

(ア) 志願者が在籍校に提出した入学願を(3) エに示す様式で画面に表示し、確認する機能

(イ) 入学願に不備があった場合、志願者に差し戻す機能

その際、在籍校によるコメントを入力できるようにするとともに、その旨を登録された電子メールアドレス宛送信できること。

(ウ) 入学願の修正を行う機能

(エ) 入学願の確認行為及び・・・出願先校への提出について、次の a から c までのとおり行うことができる機能を提供すること。

a 担任は自身の学級に所属する志願者について確認行為を行うことができるものとする。

b 学年主任は自身の学年に所属する志願者について確認行為を行うことができるものとする。

c 担任又は学年主任において内容が確認行為がなされた入学願については、学校管理者アカウントにて一括して最終的な確認行為ができるようにすること。なお、この確認行為の完了をもって、出願先校に対する入学願の出願が行われ、出願先校での受付が可能となることとする。

イ 入学願表示及び印刷機能

志願者を選択し、又は一括して入学願をダウンロードし、印刷する機能を提供すること。

ウ 出願変更機能

在籍校が、所属する志願者の出願変更に係る下記の情報について確認する機能を提供すること。在籍校による確認行為については、アに準じることとする。なお、この確認行為の完了後に、出願変更元における学校名及び校長名が記載された別紙4様式14の出願変更願(甲)の確認が可能となるようにすること。

(ア) 出願変更元及び出願変更先

(イ) 保護者名

(ウ) 出願変更先に提出する入学願

(エ) 必要がある場合における入学者選抜手数料の支払い状況

エ 二次募集入学願確認機能

在籍校が、所属する志願者の全日制の二次募集に係る入学願及び入学者選抜手数料の支払い状況を確認し、出願に係る確認行為を行う機能を提供すること。この確認行為は、アに準じることとする。

オ 受検票の表示・印刷機能

県が指定する期間に、在籍校における受検票（別紙3の様式3）の表示及び印刷を可能とすること。ただし、二次募集においては、二次募集受付票（別紙6の様式20）とする。

カ 志願者ごとの進捗管理機能

在籍校の志願者それぞれの進捗状況を一覧で表示する機能を提供すること。その際、学級担任、学年主任、学校アカウント毎にア(エ)に準じて表示する生徒を絞り込むことができること。表示する機能については、県の担当者との協議の上決定するものとする。

キ 合否確認機能

(ア) 在籍する志願者の合否一覧

学級担任、学年主任、学校代表の権限毎に表示できる生徒の受検先の学校名及び合否の状況を一覧表示及び印刷できること。

(イ) 出願先ごとの合格者一覧

出願先の県立高等学校を選択し、又はその全ての学校ごとの合格者の受検番号の一覧を表示及び印刷する機能を提供すること。

ク お知らせ確認機能

志願先からの差し戻し等の連絡を確認できる機能を提供すること。

ケ 在籍校に在籍する志願者情報を管理する機能

在籍校が在籍する生徒に関し、志願者のマイページ登録情報の修正機能を提供すること。

コ 一斉送信機能

所属する志願者に対して、一斉に登録された電子メールに任意のメッセージを送信する機能。その際、在籍校からの連絡であることが分かるようにタイトルにプレフィックスをつけるなどすること。

サ 情報エクスポート機能

生徒名、出願先高校、合否等をCSV形式で出力する機能を提供すること。出力項目の詳細については、県の担当者の協議の上、決定するものとする。

シ マイページ機能

在籍校の次の(ア)及び(イ)の情報を登録するマイページ機能を提供すること。その他の情報については、県の担当者と協議の上で追加することは差し支えない。

- (ア) 在籍校名称
- (イ) 在籍校校長名

ス ダッシュボードへの情報表示機能

受託者がシステムに入力した入学者選抜のスケジュールを参照する機能を提供すること。

(5) 出願先校向けテナントサイト

ア 入学願受付機能

(4) ア(エ) により提出された入学願について、次の(ア)から(カ)のとおり受付に係る機能を提供すること。

- (ア) 提出された入学願の表示及び内容を確認する手段を提供し、受付行為により、受検番号が払い出されること。
- (イ) 受付行為は1件受付、複数一括受付の両方の手段を提供すること。
- (ウ) 受検番号は前期（特色）選抜、後期（一般）選抜及び二次募集ごとに任意の番号を設定できるようにすること。その際、番号の重複チェック機能を提供すること。
- (エ) 入学願に不備があった場合は、在籍校に対してコメントを付与し、差戻を行う機能を提供すること。
- (オ) 不備があった入学願が修正提出された場合は、受付を確定すること。
- (カ) 表示順はシステムに提出された順番とすること。

イ 入学願の表示及び印刷機能

志願者を選択し、又は一括して9（3）エの入学願をダウンロードし、印刷する機能を提供すること。

ウ 受検票の表示・印刷機能

県が指定する期間に、志願者の一部又は全部を選択し、別紙3様式3の受検票を表示し、印刷する機能を提供すること。ただし、二次募集においては二次募集受付票（別紙6の様式20）とする。

エ 写真票の表示・印刷機能

志願者の一部又は全部を指定し、別紙3様式4の写真票を表示し、印刷する機能を提供すること。

オ 出願取消し及び欠席等入力機能

- (ア) 志願者が出願取消しをした際に、志願者情報に対して出願取消し情報を入力する機能を提供すること。
- (イ) 志願者が欠席した際に、志願者情報に対して欠席情報を入力する機能を提供すること。
- (ウ) 後期（一般）選抜において、本システム以外の手段で追検査を申請し、

出願先により承認された志願者に対して追検査情報を入力する機能を提供すること。

カ 県報告様式作成機能

次の(ア)から(ク)の熊本県教育委員会に報告するデータについて、県が指定する様式で表示及び印刷する機能を提供するとともに、報告を承認する機能を提供すること。なお、この承認行為を以て、県教育委員会への報告が完了するようにすること。

なお、様式については契約締結後に受託者に対して示すものとする。

- (ア) 前期（特色）選抜・中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜 出願者数報告
- (イ) 前期（特色）選抜・中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜 選抜結果報告
- (ウ) 後期（一般）選抜出願者数報告
- (エ) 出願変更報告
- (オ) 後期（一般）選抜学力検査実受検者数報告
- (カ) 後期（一般）選抜合格者数報告
- (キ) 二次募集出願者数報告
- (ク) 二次募集選抜結果報告

キ 受検生一覧表示・印刷機能

次の全ての志願者の一覧を表示及び印刷する機能を提供すること。その際、受検番号、氏名、在籍中学校等の任意の項目に選択できるようにするとともに、受検番号、在籍中学校でソートできるようにすること。また、それらのデータをエクスポートする機能を提供すること。

ク 出願変更機能

出願変更に関する次の(ア)及び(イ)の機能を提供すること。

- (ア) 出願変更元による出願変更受付機能
 - 出願変更元に対して、出願変更に係る次の a から c までの機能を提供すること。
 - a 在籍校の確認が終わり、システムで提出された出願変更に対して、別紙 4 様式 1 4 の出願変更願（甲）を表示・印刷する機能を提供すること。
 - b a で表示した出願変更願（甲）に対して、受付行為を行う機能を提供すること。この受付行為の終了をもって、出願変更先による出願変更に係る受付を可能とすること。
 - c 出願変更の内容に不備があった場合は、志願者及び中学校にコメントをつけて差戻しを行う機能を提供すること。
- (イ) 出願変更先による出願変更受付機能

出願変更先に対して、出願変更に係る次の a から c までの機能を提供すること。

- a 別紙 4 様式 1 5 の出願変更願（乙）を表示・印刷する機能を提供すること。
- b 入学願の受付については、アによること。なお、入学願の受付をもって、a の出願変更願（乙）の受付も同時に完了すること。
- c 出願変更の内容に不備があった場合は、志願者及び在籍校にコメントをつけて差戻しを行う機能を提供すること。

ケ 合否入力及び表示等に関する機能

(ア) 受検生の合否を入力する機能を提供すること

入力に際しては、個別入力に加え、CSV ファイルのアップロード機能による一括登録機能など、負担の最小化を図ること。

(イ) 合格者の一覧表を表示する機能を提供すること

(ウ) (4) キで確認できる機能を提供すること。

(エ) 受検番号、中学校ごとにソートして受検生の氏名、合格学科等の情報を選択して表示及び印刷する機能を提供すること。

コ 情報エクスポート機能

志願先校で必要な情報を選択し、CSV ファイルとしてエクスポートする機能を提供すること。

サ マイページ機能

出願先校の情報として、次の(ア)から(コ)までの情報を登録・編集する機能を提供すること。

(ア) 学校名

(イ) 学校住所

(ウ) 校長名

(エ) 全体の募集定員

(オ) 課程

(カ) 学科・コース名

(キ) 学科・コースごとの募集定員

(ク) 学科・コースごとの前期（特色）選抜の募集人員

(ケ) 学科・コースごとの後期（一般）選抜の募集人員

ただし、前期（特色）選抜及び中高一貫教育（連携型）の内定発表後に(キ)の数から前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る合格内定者数を減じた数を初期値として設定すること。また、中高一貫教育（併設型）を行う高等学校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数を初期値として設定すること。

(ロ) 学科・コースごとの二次募集の募集人員
ただし、合格発表後に(キ)の数から合格者数を減じた数を初期値として設定すること。

シ 出願確認機能

テナントサイト内で次の(ア)及び(イ)の情報を確認できるようにすること。

(ア) 出願され、受付が済んでいない出願の数

(イ) その他受託者が必要と判断する情報

ス 一斉送信機能

当該選抜の受検を予定している志願者に対して、任意のメッセージを一斉に電子メールで送信する機能を提供すること。その際、メールのタイトルにプレフィックスをつけるなど、出願先校からの連絡であることが分かるようにすること。

(6) 熊本県教育委員会向けテナントサイト

ア 各種報告確認機能

各学校から報告される次の(ア)から(セ)までの内容を県が指定する様式で表示・印刷する機能を提供すること。

なお、様式については契約締結後に受託者に対して示すものとする。

(ア) 各出願先校の前期（特色）選抜・中高一貫教育（連携型）に係る入学者
選抜 出願者数報告

(イ) (ア)に係る集計表

(ウ) 各出願先校の前期（特色）選抜・中高一貫教育（連携型）に係る入学者
選抜 選抜結果報告

(エ) (ウ)に係る集計表

(オ) 各出願先校の後期（一般）選抜出願者報告

(カ) (オ)に係る集計表

(キ) 各出願先校の出願変更報告

(ク) (キ)に係る集計表

(ケ) 各出願先校の後期（一般）選抜学力検査実受検者報告

(コ) (ケ)に係る集計表

(サ) 後期（一般）選抜合格者数等報告

(シ) (サ)に係る集計表

(ス) 二次募集出願者報告（全日制のみ）

(セ) 二次募集選選抜結果報告（全日制のみ）

イ 一斉連絡機能

(ア) 志願者、在籍校、出願先校を個別に選択し、又はその全てに対して、メ

ッセージを電子メールで一斉に送信する機能を提供すること。

(イ) (ア)については、メールのタイトルに「【熊本県教育委員会】」のプレフィックスをつけるなど、県教育委員会からの連絡であることが分かるようにすること。

(7) ヘルプデスク

志願者および在籍校においては、令和7年10月1日～令和8年3月31日の期間、原則として土日祝日及び年末年始（令和7年12月29日～令和8年1月3日）を含む24時間の電話及び電子メールによる受付を可能とすること。ただし、電話での受付時間は平日9時から17時までとする。

出願先においても電話及び電子メールによる受付を可能とすること。受付時間については、土日祝日及び年末年始を除く平日9時から17時までとすること。また、業務繁忙期（令和7年11月1日～令和8年3月31日）においては平日及び土曜日の9時から20時まで対応を行うこと。

10 その他

(1) 研修会の実施

県教育委員会、在籍校、出願先校等に対する研修会をオンライン及び対面で各1回ずつ実施すること。その際の会場が必要となった場合の手配は県の担当者が行うこととする。実施時期は次のとおりとする。

時期	内容
令和7年 9月～10月	Web出願について（県教委等向け）
令和7年 9月～10月	Web出願について（出願先校等向け）
令和7年10月～11月	Web出願について（在籍校等向け）

(2) マニュアルの整備

志願者向け、在籍校向け、出願先校向け、県教育委員会向けのマニュアルを作成し、電子媒体で県教育委員会のWebページ及び本システムに掲載すること。県教育委員会のWebページへの掲載は県の担当者が行う。

(3) 入学者選抜のスケジュール登録

システムの稼働に必要な入学者選抜のスケジュールについては、県の担当者で打ち合わせを行い、受託者がシステムへの登録を行うこと。

(4) デモサイトの提供

在籍校、出願先、県教育委員会の職員が自由に操作ができるデモサイトを

準備して提供すること。期間は委託期間終了後までとし、その詳細は県の担当者と協議の上決定すること。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項について、県の担当者と受託者が協議の上、別途定めるものとする。

衛星画像解析活用漏水調査業務委託仕様書

1 業務名

衛星画像解析活用漏水調査業務

2 業務目的

本業務は、衛星画像解析技術を活用し、熊本県が指定する対象区域内の水道管の漏水疑い箇所を把握し、該当市町が早期の漏水箇所を特定、修繕することによって、有収率の向上や漏水に起因する事故の未然防止等を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月3日（火）までとする。

4 対象区域及び履行場所等

- (1) 本業務の対象区域は、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、八代市、南小国町、山都町の5市2町とする。
- (2) 本業務の履行場所は、熊本県環境生活部環境局環境保全課及び(1)の対象区域とする。
- (3) 対象移設の詳細は別紙のとおりとする。

5 業務内容

上記4の対象区域内の水道管路等に対し、地下漏水を検知可能なLバンド帯のレーダーを搭載した人工衛星が撮影した画像を基に、各種補正・解析を行い、漏水発生が疑われる箇所の特定を行うとともに、漏水可能性箇所の現地詳細調査等に利用可能なプラットフォーム等の提供を行うものとする。

(1) 作業計画

業務概要、業務項目、業務フロー、実施体制等を明記した業務実施計画書を作成し、県と協議を行い、承認を得ること。

(2) デジタル管路データ整理

県又は5市2町が貸与する対象施設のデジタル管路データを本業務用に整理するとともに、データの過不足の確認等を行い、指定する施設全てのGISデータを取得すること。

(3) 衛星解析調査

Lバンド帯のレーダーを搭載した人工衛星が撮影した衛星画像データを取得し、ノイズ除去処理や地理的な補正を施したうえで、衛

星画像データを解析し、漏水発生が疑われる箇所を絞り込むこと。
なお、解析方法は地中の水道水とその他の水の兆候を区別して識別
できる方法で行うこと。

また、解析に用いる衛星画像については、本業務の競争入札公告
日以降、かつ、契約締結日前に撮影されたアーカイブ画像が、気象
条件その他の要因により品質や適時性に優れると判断される場合に
は、画像品質の確保及び業務の効率的な遂行の観点から、当該アー
カイブ画像を使用することができるものとする。

(4) 漏水可能性箇所の特定

漏水の可能性のある箇所については、原則として箇所ごとに半径
100mの範囲を設定し、貸与されたデジタル管路データ上で当該
範囲と重なる本管部分に着色するとともに固有の番号を付与するこ
と。また、これらの情報を整理した一覧表を作成すること。

(5) プラットフォームの利用及びユーザーID及びパスワードの発行

上記(4)の漏水可能性箇所は、受託者が準備する特定のウェブ
サイト上のオンラインプラットフォームを通じ、県及び対象区域5
市2町が閲覧できるものとし、あわせてシェープファイル形式でも
提供すること。また、5市2町が別途実施する漏水可能性箇所の現
地詳細調査等の効果を高めるため、当該プラットフォームと連携
し、現地詳細調査等で活用できるアプリケーションを提供するこ
と。

なお、当該アプリケーションは、5市2町が現地詳細調査や修繕
の結果および進捗状況の入力・管理を行うことができる機能を有す
るものとする。

また、プラットフォームおよびアプリケーションには、それぞれ
個別のユーザーIDおよびパスワードを県及び5市2町各2つ、計
16ライセンスを準備すること。

おって、市町が希望する場合等、必要に応じて、本事業とは別に
有償にて追加ライセンスを取得することができるものであること。

(6) 報告書作成

業務実施結果をまとめた報告書を作成すること。

6 貸与品等

県又は5市2町は、調査対象区域のデジタル管路データ（受注者の指
定様式に沿ってシェープファイル形式で出力されたもの）を貸与する。

その他、業務に必要な資料については、別途協議の上貸与する。

なお、貸与したデータについては、データの紛失、漏えい等が発生し
ないよう、業務終了まで適切に保管、管理すること。

7 打ち合せ・協議等

業務の進捗に合わせて、以下の打ち合せ・協議等を実施すること。

また、県及び5市2町からの問い合わせ等について、適宜対応すること。

	回数	実施時期	内容
初回打ち合わせ	1回	契約後1カ月以内	業務体制、業務手法、業務スケジュール等
中間打ち合わせ	1回	随時	業務内容の進捗状況等
対象区域5市2町への説明会	7回	成果品作成時	5市2町に対しプラットフォーム等の使用方法説明のため個別に説明会を実施
最終報告会	1回	成果品納入前	業務委託成果の報告等

8 成果品

(1) 本業務において、提出する成果品は下記のとおりとする。

- 1) 業務完了報告書(A4版) 全体版2部、5市2町別各2部
- 2) 電子データ(CD・DVD等) 全体版2部、5市2町別各2部
 - ① 業務完了報告書の電子ファイル
 - ② 漏水可能性箇所に固有番号を付与した一覧表(エクセルファイル)
 - ③ 漏水可能性箇所の位置情報を格納した、上水道地理情報システム(GIS)に対応するシェープファイル形式のデータ
- 3) プラットフォーム及び連携アプリケーションの利用ライセンス(ユーザーID・パスワード含む) 1式
- 4) その他本業務で作成した書類等 1式

(2) 成果品に関する知的財産権は受注者に帰属する。県及び5市2町並びに受託者は互いの承認を得ないで成果品の公表、第三者への提供、漏水調査以外の目的での使用をしてはならない。

9 守秘義務

(1) 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(3) 受注者は、本業務に関して県又は5市2町から貸与された情報その

他知り得た情報を業務実施計画書に記載した者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

- (4) 受注者は、当該業務に関して県又は5市2町から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 取扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、県及び5市2町の許可なく複製・転送等しないこと。
- (6) 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、県又は5市2町への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

10 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を発注者に報告しなければならない。
- (2) 県は、天災等に伴い、成果品の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項についてはその都度協議する。

【別紙】対象移設

市町名	区分	送水管 (m) A	配水本管 (m) B	配水支管 (m) C	送配水管 (m) A+B+C	上水 + 簡水 管路総延長 (m) D
八代市	上水道	9,219	13,039	359,108	381,366	509,473
	簡易水道	17,996		110,111	128,107	
玉名市	上水道	37,115	6,840	475,863	519,818	519,818
菊池市	上水道	6,077	104,948	215,762	326,787	326,787
宇土市	上水道	9,907	1,777	247,094	258,778	258,778
宇城市	上水道	15,939	50,735	307,136	373,810	430,892
	簡易水道	1,167		55,915	57,082	
南小国町	簡易水道	10,855		42,323	53,178	53,178
山都町	上水道	40,490	0	374,107	414,597	439,594
	簡易水道	2,106		22,891	24,997	
合計		150,871		2,387,649	2,538,520	2,538,520